

◎挨拶

(会長挨拶)

◎開 会

議 長 それでは、ただいまから第8回農業委員会総会を開会いたします。

◎議事録署名委員指名

議 長 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名は、榛東村農業委員会総会運営規則第10条により、議長が指名することになっております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

議 長 それでは、3番、清水勝一君、4番、村上誠一君の2名を本日の議事録署名委員に指名いたします。

なお、議会書記には事務局、三沢翔吾君を指名いたします。

◎議案第1号

議 長 次に、4、議題、議案第1号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第1号 農用地利用集積計画の決定について説明申し上げます。以降、着座にて、説明をさせていただきます。

議案書1ページをご覧ください。

議案第1号 農用地利用集積計画の決定について。

榛東村長から令和2年10月30日付で別添の農用地利用集積計画の決定依頼があったので、農業委員会等に関する法律第6条第1項の規定により決定を求める。

令和2年11月9日提出、榛東村農業委員会会長。

以下、内容等につきましては、岡部課長補佐より説明をさせていただきます。

議 長 それでは、岡部課長補佐、説明を求めます。

岡部課長補佐 産業振興課の岡部です。よろしく願いをいたします。

今月上程いたしました農用地利用集積計画についてご説明をいたします。

お手元の資料の2ページをお開きください。

今月の農用地利用集積計画は、新規案10件となっております。

1 件目の計画でございます。

利用権を設定する貸手は長岡の方、使用貸借の設定で農地の所在は長岡字萱場1551番、現況地目は畑、面積は2,199平米となっております。借手は中之条の法人で、利用目的は普通畑利用、貸借期間は令和2年12月1日より10年間で令和12年11月30日までとなっております。

2 件目の計画でございます。

利用権を設定する貸手は山子田の方、使用貸借の設定で農地の所在は山子田字坂爪961の1番ほか3筆、現況地目は畑及び田、面積は合計で4,465平米となっております。借手は中之条町の法人で、利用目的は普通畑利用、貸借期間は令和2年12月1日より10年間で令和12年11月30日までとなっております。

3 件目の計画でございます。

利用権を設定する貸手は山子田の方、使用貸借の設定で農地の所在は山子田字萱場1275番ほか5筆、現況地目は畑及び田、面積は合計で3,647平米となっております。借手は中之条町の法人で、利用目的は普通畑利用、貸借期間は令和2年12月1日より10年間で令和12年11月30日までとなっております。

続いて、3ページをお開きください。

4 件目の計画でございます。

利用権を設定する貸手は山子田の方、貸貸借及び使用貸借の設定で農地の所在は山子田字カヤバ1280番ほか8筆、現況地目は畑及び田、面積は合計で7,726平米となっております。借手は中之条町の法人で、利用目的は普通畑利用、貸借期間は令和2年12月1日より10年間で令和12年11月30日までとなっております。

続いて、4ページをご覧ください。

5 件目の計画でございます。

利用権を設定する貸手は広馬場の方、使用貸借の設定で農地の所在は広馬場字井戸尻1993の1番ほか4筆、現況地目は畑、面積は合計で5,416平米となっております。借手は中之条町の法人で、利用目的は普通畑利用、貸借期間は令和2年12月1日より10年間で令和12年11月30日までとなっております。

6 件目の計画でございます。

利用権を設定する貸手は広馬場の方、貸貸借の設定で農地の所在は広馬場字下の前175の1番、現況地目は畑、面積は1,613平米となっております。借手は中之条町の法人で、利用目的は普通畑利用、貸借期間は令和2年12月1日より10年間で令和12年11月30日までとなっております。

6ページから12ページに計画書の写しを添付させていただいております。

13ページをお開きください。

今回、借受けをする利用権の設定を受ける農業経営の状況です。農業生産法人株式会社貫光農園榛名山です。利用権、今回、榛東で利用権の設定を受ける土地の面積につきましても、2万5,066平米となっております。利用権設定を受ける農業生産法人が耕作または養畜の事業に供している農用地の面積につきましても、15万平米となっております。場所といたしましては、東吾妻町、中之条町、渋川市、吉岡町、高崎市の柏木沢というところです。

生産法人の主な事業内容といたしましては、長ネギ、キャベツを主に生産しております。主な機械器具の所有状況につきましても、トラクター4台、伝統ネギ掘り取り機1台、管理機8台、トラック2台、ネギ茎切り皮むき器3台となっております。

利用権の設定を受ける農業生産法人の構成員の状況等につきましても、記載のとおりでございます。

農業従事者につきましても、臨時の方も含めて全部で10名というところでございます。

それでは、続きまして、また、4ページに戻ってください。

7件目の計画でございます。

利用権を設定する貸手は長岡の方、使用貸借の設定で農地の所在は山子田字北谷地1492番ほか6筆、現況地目は田、畑、農業用施設用地です。面積は合計で1万1,200平米となっております。借手は長岡の法人で、利用目的は牧草地、農業用施設用地です。貸借期間は令和2年12月1日より10年間で令和12年11月30日までとなっております。

続きまして、5ページをお開きください。

8件目の計画でございます。

利用権を設定する貸手は長岡の方、使用貸借の設定で農地の所在は長岡字吉岡747番ほか2筆、現況地目は畑、農用施設、面積は合計で3,552平米となっております。借手は長岡の法人で、利用目的は牧草地、農業用施設、貸借期間は令和2年12月1日より10年間で令和12年11月30日までとなっております。

9件目の計画でございます。

利用権を設定する貸手は高崎市金古町の方、使用貸借の設定で農地の所在は長岡字ヨシオカ837の1番ほか2筆、現況地目は農業施設、面積は合計で2,642平米となっております。借手は長岡の法人で、利用目的は農業用施設、貸借期間は令和2年12月1日より10年間で令和12年11月30日までとなっております。

10件目の計画でございます。

利用権を設定する貸手は長岡の方、使用貸借の設定で農地の所在は長岡字吉岡749番、現況地目は農業施設、面積は1,451平米となっております。借手は長岡の法人で、利用目的は農業用施設、貸借期間は令和2年12月1日より10年間で令和12年11月30日までとなっております。

14ページから17ページに計画書の写しのほうを添付させていただいております。

こちらにつきましては、個人で持っている農地を法人に集約するものとなっております。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、榛東村農業委員会の意見を求めます。

以上で説明を終了させていただきます。よろしく願いをいたします。

議長 議案第1号について事務局の説明が終わりました。

何か質疑ございませんか。

推進委員7番、小川君。

小川委員 推進委員7番、小川です。

これ、2つ、結構面積を借りるということなんですけども、素朴な質問でちょっと、申し訳ないんですけども、この10年借りる期間になっていきますけども、中間管理機構は通さなかったんですかね。

あと、これ、2つとも、一応農地という、そういう適格法人にはなってますよね。取りあえず、いいです。

議長 事務局。

岡部課長補佐 産業振興課の岡部です。

こちらにつきましては、中間管理を使ったほうがというのがあったんですけども、貫光農園さんのほうにつきましては、なるべく早めをしたいということで、年内に手続をしたいということで、中間管理を使うと、年明けに、正式な契約はなるので、それで、中間管理を通さずに、というところなんです。

2つ目の質問で、どちらについても、農地を資格できる農地所有適格法人の資格を持っております。

以上です。

議長 推進委員、小川君。7番。

小川委員 推進委員7番、小川です。

この最初の、何て読むの、貫光農園というのか、貫光農園榛名山という、最近ちょっと、名前聞くんですけども、経営の状況を分かる範囲なんで、もう少し、分かれば教えてもらえばと思うんですけども。

議 長 事務局。

岡部課長補佐 主に、ネギ、長ネギが主で、榛東でも実際のところはもう既に作付けをしているような状況となっております。こちら、13ページにもあるんですけども、一応、農業従事者は臨時の方も含めて10名の方がいらっしゃるようです。主に、パートの方とかについて、それぞれの地区に分かれて、分散して、いるような状況です。収入についても、3年前よりは、徐々に増えていたりしているようなところですよ。

今回、設定する山子田の農地につきましては、以前、この後、報告でも出てくるんですけども、渋川市の方がちょっとできなくなってしまって、それを引き継ぐようなところもございます。

あと、榛東でほかに、柏木沢のほうもやっているということなので、もし、榛東で空きがあれば、まだほかにも余力があるということなので、もし、空いているところがあれば、教えていただければ、作付け可能だということを申しておりました。

以上です。

議 長 よろしいですか。

ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議 長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

議案第1号について原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 全員賛成。よって、議案第1号 農用地利用集積計画の決定については原案のとおり決定することとします。

◎議案第2号

議 長 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第2号、番号1について、説明申し上げます。議案書18ページ、現地確認調書は2ページからとなります。

番号1、図面番号1。1筆目の農地の所在は大字長岡字吉岡718の1、地目は登記簿、現況ともに畑、面積は900平米です。2筆目の農地の所在は大字長岡字吉岡718の2、地目は登記簿、現況ともに畑、面積1,507平米でございます。合計面積につきましては、2,407平米となっております。権利種別につきまして、3条有償移転とな

っております。内容は売買、譲渡人は村内の方で、職業は農業、経営面積につきましては、自作地が36.6アールとなっております。譲受人は村内の方で、農業法人、経営面積につきましては、記載がございません。申請事由につきましては、譲受人は規模拡大のため、当該地を譲り受けたく、申請しますというものです。また、譲渡人は相続にて譲り受けた土地ですが、後継者もいないため、耕作及び管理に苦慮しており、譲受人に譲り渡したく、申請しますというものでございます。受入世帯の稼働人員につきましては4人中4人です。備考ですが、関連議案としては、議案第1号となっております。また、議案書19ページは議案第2号、番号1に関する農地法第3条調査書でございます。

以上で番号1の説明を終わります。

議長 ここで岡部課長補佐の退席を認めます。

(岡部課長補佐退席)

議長 番号1番について、事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

11番、高橋君。

高橋委員 11番、農業委員高橋です。

番号1番につきまして、補足説明をさせていただきます。

内容につきましては、ただいま、事務局長より説明のあったとおりでございます。

現地確認書の2ページ、3ページをご参照ください。この土地は、譲渡人の方が、以前契約を結んでいた方と、契約を終了いたしました後、ご自身では、管理することができないので、新たに農地を活用していただく方を探していた土地でございます。

今回、譲受人の方が、この土地を引き受けるということで、申請が上がってまいりました。

この申請が上がってきた土地は、譲受人の方が家畜を営んでいるんですけども、その場所から近いところでありまして、主に牧草ということで、管理をしていただくということでございます。

この土地は、周りが田が広がるところでございまして、農地として使っていただけるのであれば、非常に今後のためにもいいかと思ひまして、他の農地に与える影響も少ないと思われまますので、自分としては許可相当と思われまますので、皆様のご審議、よろしく願ひいたします。

議長 ただいま、地元の委員さんから許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

7番、推進委員の小川君。

小川委員 7番、推進委員の小川です。ちょっと認識不足かもしれないんですけども、借りる面積が2,407平米ですかね。そこに、牧草を植えるということなんですけども、所有の機械が耕運機1台と軽トラですか、それと、ダンプ、ショベル、フォークリフト、ということで、この耕運機というのはトラクターという意味なんでしょうか。以上です。

議長 事務局。

事務局長 19ページ、ご覧ください。

議案第2号、番号1の農地法第3条調査書の内容でございますが、上段に書かれてございます第2項第1号の記載において、保有機械でございますが、耕転機と書かれているものにつきましては、トラクターとなっております。

また、軽トラック、ダンプ、それぞれ1台、ショベルローダーについては、2台、フォークリフトが1台ということでございます。

以上です。

議長 よろしいですか。ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 それでは、採決に移ります。

番号1番について原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、番号1番は原案のとおり許可相当とします。

以上、番号1は許可相当として県知事に意見書を送付します。

次に、番号2について、事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 番号2について、説明申し上げます。

番号2、図面番号2。現地確認調書につきましては4ページをご覧ください。

1筆目の農地につきましては、所在が大字山子田字倉貝戸256番地、地目は登記簿、現況ともに畑、面積は514平米でございます。2筆目の農地の所在は大字山子田字倉貝戸257番地、地目は登記簿、現況ともに畑、面積は1,376平米でございます。合計面積は1,890平米となっております。

利用権種別は、3条有償移転、内容は売買。譲渡人は東京都葛飾区の方で職業は無職、経営面積は自作地18.9アールでございます。譲受人は山子田の方で職業は建設業兼農業、経営面積は自作地で81.5アールでございます。申請事由について、譲受人は経営規模拡大のため、当該地を譲り受けたく、申請しますというものでございます。

また、譲渡人は相続にて譲り受けた土地で、耕作及び管理に苦慮しており、譲受人に譲り渡したく申請しますというものでございます。

受入世帯の稼働人員は2人中2人、また、本件参考資料として、議案書20ページに農地法第3条調査書を添付してございます。

以上で番号2の説明を終わります。

議長 番号2番について、事務局長から説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

推進委員の小谷野君。

小谷野委員 推進委員、2番の小谷野です。

ただいま事務局長より説明のありました議案第2号、2番の申請につきまして、申請理由につきましては、譲渡人は東京に住んでいる女性の方で、ご主人が亡くなり、相続した土地なんですけども、今まで管理を譲受人にお願いしてまいりました。

また、この先も、とても耕作、管理できる状況にないということで、今まで管理してきた方に譲り渡したいとの申請です。

譲受人は建設業を営んでおりますが、農業につきましても真面目に取り組んでいる方です。私としては、問題ないと思いますので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 ただいま、地元の委員さんから許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

番号2番について原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、番号2は原案のとおり許可相当とします。

以上、番号2は許可相当として県知事に意見書を送付します。

◎議案第3号

議長 次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更についてを議題といたします。

事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第3号、番号1について、説明申し上げます。議案書21ページ、現地確認調書は7ページをご覧ください。

番号1、図面番号1、農地の所在につきましては、大字広馬場字下の前407の1で
ございます。地目は登記簿、現況ともに畑、面積は436平米でございます。権利関係
でございますが、所有権移転売買、譲渡人は前橋市の方で職業は会社員、譲受人の方
は、広馬場の方で職業は会社員です。転用目的は一般住宅用地、施設等につきまして
は、一般住宅70.8平米でございます。転用理由につきましては、記載はございません。
備考欄をご覧ください。本地番につきましては、既に農振除外済みであり、農地区分
は2種農地となっております。

平成11年1月20日付5条転用許可済みとなっております。当初計画では、一般住宅
用地であります。関連議案は議案第4号、番号1です。計画どおり、事業を遂行でき
ない理由につきましては、当初、申請地に住宅を建築しようとしたが、計画困難にな
ったためとのことでございます。

以上で番号1の説明を終わります。

議 長 番号1について、事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

推進委員、7番、小川君。

小川委員 推進委員、7番の小川です。

地元の推進委員として、意見を述べさせていただきます。

5条1の許可後の事業計画の変更申請ということで、本来であれば、平成11年1月
20日に許可が下りたわけなんで、これから、速やかに事業計画を実施するわけなんで
すけれども、何らかの変更で当初の事業計画が実行できなかったということござい
まして、譲渡人がチバさんになっているんですけれども、当初のときは、チバさんが
譲受人だったということで、譲渡人はほかにいたということございまして、それが
実行できなくなったんで、改めて事業の承継の事業変更計画承認ということで、ご提
示させていただきましたんで、ご審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

議 長 ただいま、地元の委員さんから、説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議 長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

番号1について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

議 長 全員賛成。よって、番号1は原案のとおり許可相当とします。

以上、番号1番は許可相当として県知事に意見書を送付します。

◎議案第4号

議長 次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてをご説明申し上げます。

議案第1号、番号1について説明申し上げます。議案書22ページ、番号1、現地確認調査については7ページをご覧ください。

番号1、図面番号1、農地の所在は大字広馬場字下の前407の1、地目は登記簿、現況ともに畑、面積は436平米でございます。権利関係は所有権移転売買、譲渡人は前橋市の方で職業は会社員、譲受人の方は広馬場の方で職業は会社員です。転用目的は一般住宅用地、施設等につきましては、一般住宅70.8平米です。転用理由につきましては、譲受人は現在、実家に住んでいます。このたび、将来のことを考え、住宅を持ちたく、売買の話がまとまりましたので、申請します、というものでございます。また、譲渡人は譲受人の申出に応じ、譲りたいとのことでございます。備考欄をご覧ください。本件につきましては、既に農振除外済みであり、農地区分は2種農地でございます。関連議案につきましては、議案第3号、番号1となっております。

議長 番号1について、事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

推進委員7番、小川君。

小川委員 推進委員、7番の小川です。

先ほど、事業計画の変更ということで、承認されたわけなんですけれども、改めて農地法の転用許可を必要とするということでございまして、ご審議願うわけなんですけれども、現地確認調査の7ページですかね。7ページ、8ページ、9ページが当該の地図になろうかと思うんですけれども、7ページが農地の位置、本体は、榛東の端というのか、旧群馬町金古に近い地区でございます。15区の宮昌寺の南側になるところかと思えます。

8ページ目が周辺の状況の地図でございまして、9ページ目がその土地の利用計画図ということでございます。

ちょっと戻ってもらいまして、8ページが周辺の状況ということで、当該農地、チバさんの農地436平米ということでございまして、北側に408の5とあって、山林とい

うことになっているんですけれども、現況は、村の村営住宅ということでございます。東側に、山林、これも山林とあるんですけれども、現況は畑の様相を呈しているというんですかね、耕作はされてないんですけど、一応、山林ということになってございます。南側についても、406の7とか、406の16というのはこれも住宅でございまして、西側については、道路ということでございます。

集团的に存在する農地を分断することなく、周辺の営農に悪影響を与えることがないということございまして、許可相当と思われますのでご審議のほどよろしく願います。

以上です。

議 長 ただいま、地元の委員さんから説明がありましたように、ほかに害を与えないということでございますので、ほかに、皆さんから何か意見ございますか。よろしいですか。

(「なし」という声あり)

議 長 それでは、採決に移ります。

番号1番について原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 全員賛成。よって、番号1番は原案のとおり許可相当とします。

以上、番号1番は許可相当として県知事に意見書を送付します。

次に、番号2と3は関連がありますので、一括で事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第4号、番号2と3について、一括で説明申し上げます。

番号2から順番に説明を申し上げます。図面番号2、現地確認調書は10ページをご覧ください。また、本日、追加資料としてご提出させていただいておりますA3のカラー印刷されているもの、こちらが、番号2と3の計画図の拡大したものとなっておりますので、併せてご覧ください。

それでは、説明申し上げます。

番号2、1筆目の農地の所在は、大字長岡字大宮494の6、地目は登記簿、現況ともに畑、面積は227平米でございます。2筆目の農地の所在は、大字長岡字大宮494の9、地目は登記簿、現況ともに畑、面積は170平米でございます。3筆目の農地の所在は、大字長岡字大宮494の10、地目は登記簿、現況ともに畑、面積は40平米でございます。4筆目の農地の所在は、大字長岡字大宮495の5、地目は登記簿、現況ともに畑、面積は70平米となっております。4筆の合計面積につきましては、507平米となっております。権利関係につきましては、所有権移転売買、譲渡人は前橋市の方

で職業は会社員、譲受人は高崎市の方で、職業は不動産業、転用目的は太陽光発電施設用地、施設等につきましては、太陽光パネル288枚、49.5キロワットでございます。転用理由につきましては、譲受人は高崎市内で不動産業を営んでおります。申請地周りは日光を遮断するような障害物もなく、周辺農地への影響も少ないことから、太陽光発電施設用地として利用したく申請します、というものでございます。また、譲渡人は譲受人の申出に応じ、譲り渡したいとのことでございます。備考ですが、農振除外済み、農用地区分は2種農地、宅地開発案件となっております。関連議案につきましては、議案第4号、番号3となっております。

引き続き、番号3について、ご説明を申し上げます。

番号3につきましては、番号2で申請のありました土地に隣接する土地となっております。議案書23ページをご覧ください。番号3、図面番号3、現地確認調書は13ページをご覧ください。

番号3、農地の所在は大字長岡字大宮494の7、登記簿は、地目は登記簿、現況ともに畑、面積は28平米でございます。

権利は所有権移転売買、譲渡人は長岡の方で職業は無職、譲受人は高崎市の方で職業は不動産業、転用目的は太陽光発電施設用地、施設等につきましては、太陽光パネル288枚、49.5キロワットでございます。転用理由につきましては、譲受人は高崎市内で不動産業を営んでおります。申請地周りは日光を遮断するような障害物もなく、周辺農地への影響も少ないことから、太陽光発電施設用地として利用したく申請します、というものでございます。また、譲渡人は譲受人の申出に応じ、譲り渡したいとのことでございます。備考ですが、農振除外済み、農用地区分は2種農地、宅地開発案件となっております。関連議案は議案第4号、番号2となっております。

以上で、議案第4号、番号2、番号3の説明を終わります。

議長 事務局長より番号2、番号3についての説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

推進委員1番、岩田君。

岩田委員 お世話になります。長岡の推進委員の岩田です。

先ほどの案件のありました、まず、番号2、この太陽光のところですけども、一般住宅からも離れていて、今まで農業がされていなかったところですけども、この太陽光は近隣の光の遮断、もしくはいろいろなことへの弊害、そういうことは見受けられない感じがします。

そして、また、雨水等がある。それは、地下浸透で浸透でさせていただきます。

私が見た限りでは、この太陽光はこの2件の案件は、許可相当と思われま

皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 ただいま地元の委員さんから許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

番号2番、番号3番について原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、番号2、番号3は原案のとおり許可相当とします。

以上、番号2、番号3は許可相当として県知事に意見書を送付します。

次に、番号4について、事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 番号4について説明申し上げます。

番号4、図面番号4。現地確認調書につきましては、16ページをご覧ください。

農地の所在は大字長岡字大宮449の3、地目は登記簿、現況ともに畑、面積は388平米でございます。権利関係については、使用貸借とのことでございます。

貸付人は長岡の方で職業は無職、借受人の方は、吉岡町の方で、職業は会社員でございます。転用目的は、一般住宅用地、施設等は一般住宅120.9平米でございます。転用理由につきましては、借受人は現在、吉岡町でアパート住まいしており、家族が増え、手狭になり、自己所有の住宅を建築したく申請しますというものでございます。また、貸付人は借受人の申出に応じ、貸したいとのことでございます。備考ですが、農振除外済み、農用地区分は2種農地でございます。

以上で番号4の説明を終わります。

議長 番号4について、事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

推進委員2番、岩田君。

岩田委員 推進委員の2区の推進委員の岩田です。お世話になります。先ほどの案件の449の3番地、これは、前が道路、そして、すぐこの図面、17ページを見ていただきたいんですが、17ページの図面でいきますと、右側が大宮公園になっています。そして、大宮公園の左側の449の3がこの土地でございます。ここは、後ろが住宅、そして、また、1本道路を挟んで左側も住宅というふうな形になっています。そして、この場所は、雨水は前のU字工、もしくはそのまんま地下浸透、そして、排水は前に農業集落排水が通っていますので、そちらのほうにつなぎ込むという予定になっていま

す。

そのような状況下にあるものですから、私としては、許可相当と思われますが、皆
さんのご審議をよろしくお願いします。

議 長 ただいま地元の委員さんから許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議 長 なしと言う声がありましたので、採決に移ります。

番号4番について原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 全員賛成。よって、番号4は原案のとおり許可相当といたします。

以上、番号4は許可相当として県知事に意見書を送付します。

次に、番号5について、事務局長、説明を求めます。

事務局長 それでは、番号5について、説明申し上げます。番号5、図面番号5、現地
確認調書は19ページをご覧ください。

土地の所在は大字長岡字西帝972の2、地目は登記簿、現況ともに畑、面積は1,723
平米でございます。権利関係は所有権移転売買、譲渡人は渋川市の方で職業は農業、
譲受人は長岡の方で職業は自営業、転用目的は太陽光発電施設用地、施設等につきま
しては、太陽光パネル380枚、49.5キロワットでございます。転用理由につきましては
は、譲受人は近年の環境問題や資源問題などから、太陽光エネルギーに関心を持ち、
申請地を譲り受けて太陽光発電施設用地として利用したく申請します、というもので
ございます。また、譲渡人は譲受人の申出に応じ、譲り渡したいとのことございま
す。備考ですが、農振除外済み、農用地区分は2種農地、宅地開発審議案件でござい
ます。

以上で番号5の説明を終わります。

議 長 番号5について、事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

9番、安藤君。

安藤委員 9番、農業委員の安藤です。ただいま、事務局長より説明がありました5番
の申請につきましては、権利の種別は所有権移転売買、申請目的については、太陽光
発電、申請理由については、太陽光発電に関心があり、申請地を譲り受け、事業を新
設するということです。

なお、私としては、隣接する地権者として、9月1日に立会いに出てきました。私
としては、問題ありませんので、認可相当と思われますので、ご審議よろしくお願

します。

議長 ただいま地元の委員さんから許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

萩原委員。

萩原委員 隣接している農地にこの太陽光パネルが影響ないかっていうこと、フェンスがちゃんと50センチから1メートルの範囲内でちゃんとできているかということ、十分に、この太陽光のパネルの境のところが、保たれているかということをお願いします。

議長 ほかに何か意見ございませんか。

4番、推進委員の小山君。

小山委員 推進委員、4番の小山でございます。

ただいまの案件につきましては、宅地開発委員会の案件というようなことであります。面積も1,723平米ということで、かなり広い面積を太陽光というような形でございます。

その中で、こういった資料は平面図だけで何とも言えないところもあるんですけども、あくまでも、平面図で見ると、やはり、周辺農地が結構、まだ多いと、一部宅地があるんですけども、ほぼ、農地に面しているというようなことで、こういった農地ぎりぎりのところに、やはり、太陽光まで設置をするというような形の中で、フェンス等ができる、周辺農家が耕作等でかなり影響が出るんじゃないかなというふうに思います。

そういった形で、もう少し、この設置の方法等を考えていただいたほうがよろしいんじゃないかなというふうに思います。

また、雨水や除草等の案件についても、詳しくちょっと、書かれていないというようなこともありますので、1,700平米のところ、雨が降ったりしたときに、そういった水の処理、そういったものが周辺に影響がないかどうか、その辺も改めて検討していただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長 ほかに何か意見ございませんか。

12番、柳岡君。

柳岡委員 12番、農業委員の柳岡です。

ただいま、この案件は宅地開発委員会審議ということでございますが、宅地開発委員会ではどのような内容が審議されたのか、説明を願いたいと思います。

議長 事務局。

事務局長 すみません。座ったままでご説明申し上げます。

本案件につきましては、各関係課からの意見を今、集約しているところでございます。この中で、出ているものとしましては、固定資産税等の関係があるため、税務課からの意見が2件、償却資産ということもございますので、そういった申請について、協力をいただきたいといったものが出てございます。

住民生活課のつきましては、工事を実施するに当たっての騒音振動関係の提出書類等の指示がございました。また、ごみ等が発生した場合の処理について、一般廃棄物となるので直接処理をという内容でございます。

また、土砂等の搬入、搬出等が発生した場合には、住民生活課のほうへ相談くださいということで、こちらは、令和2年10月1日から、榛東村土砂等による埋立等の規制に関する条例が施行された関係もございまして、土地等の動きについて、土砂等の搬入関係がございましたら、事前に相談といった内容のものでございます。

産業振興課につきましては、農地法の許可申請に係る意見書の交付が交付願を提出していない場合は関係機関に提出くださいといったものでございます。

本案件の場所につきましては、村営の土地改良事業の実施区域となっているということでございます。

また、周辺農地に影響が出ないように、作業を実施してくださいという意見を提出してございます。

また、建設課につきましては、地元自治会から雨水対策等及び定期的な除草の要望がございました。適切な開発地の管理をお願いしますという意見が出ております。

上下水道課につきましては水道、下水道等の設備がないため、意見等はございません。

教育委員会事務局につきましては、申請地近隣には、榛東村村立北小学校への登校する児童がいることから、申請地周辺の工事車両の通行及び申請地への車両の出入りに注意してくださいといった指示と、申請地は周辺の包蔵地には該当してませんということでもありますけども、工事の際に土器等が発見された場合には速やかに文化財担当に連絡してくださいという指示が出ておるところでございます。

また、本意見の内容につきましても、今、取りまとめを行っておりますので、今後、申請者との調整ということで、進んでいるという確認をさせていただいております。

以上です。

議長 ほかに何か意見ございませんか。

12番、柳岡君。

柳岡委員 12番、農業委員柳岡です。

ただいま説明がございましたが、先ほど、小山委員のほうから、質問があった内容の中で雨水の浸透、または、浸透ますとか、そういったものの細かい資料等はここに載っていないので、その辺の状況はどういうふうになっているか、ちょっとお聞き願いたいと思います。

議長 事務局。

事務局長 開発計画に添付されております概要書の中でのお話となっておりますが、雨水につきましては、自然沈下、地下浸透という計画でございます。また、造成計画の点でございますが、21ページ、現況調査の21ページのほうに記載の見方で、東西に断面が切られるAとA'という断面のところになります。東側に傾斜している土地ということで、東側の民地との境については、盛り土をされると、一部、土羽ですか、止めるといった計画の絵となっております。

また、右上の隅です。96.70と記載されているものと、97.50と記載されているものが右上のところに2つ楕円の囲いでございますけども、こちらのほうが太陽光パネルの地盤と、盛り土する地盤の高さの差ということで、約70センチぐらい盛り土をするような絵になるかと思われま。基本的に雨水につきましては、地下浸透で表面流水が出た場合の東側の傾斜で隣の畑に入らないようにということで、フェンスの部分について、両側から盛り土をするような計画の絵となっております。

以上です。

議長 12番、柳岡君。

柳岡委員 12番、農業委員柳岡です。

今朝、現地調査ということで、回ってましたところ、北側の道路沿いもこの土地は傾斜しているような状況が見受けられたんですけど、そちらのほうの対応はどういうふうになっているのか、ちょっと、お聞き願いたいと思います。

事務局長 村道に面している部分。

柳岡委員 そうですね。

事務局長 道に面しているほうにつきましては、お配りしている21ページの断面でいいますと、BからB'という断面の方角になります。こちらは、断面の計画でいいますと、現況のとおり、BからB'、道路側に向かって傾斜をつけて、雨水が道路側に流れるような傾斜になるということになってございます。

なお、施設内の雨水については、地下浸透という計画でございますので、その辺の確認が建設課のほうでさせているかと思われま。

以上です。

議長 12番、柳岡君。

柳岡委員 12番、農業委員柳岡です。

この現地見た状況では、雨水、大雨が降ったときなんかは道路に流れ出すような状況が見受けられます。

そういったところを改善していただければなと思いますのが、その辺はどのように考えているか、ちょっとお聞かせ願いたい。

議 長 事務局。

事務局長 本日、農業委員会での転用等についての審議をしていただくということで、建設課のほうに確認をさせていただきまして、農業委員会等で意見が出た場合には、こちらの意見についても、今回の案件については、協議事項として業者と意見をおつなぎするというで伺っております。

議 長 12番、柳岡君。

柳岡委員 12番、農業委員柳岡です。

これは、工事が始まる前、ちゃんとそういったこちらの申入れが適用されるのでしょうか。

議 長 事務局。

事務局長 宅地開発委員会が出た案件につきまして、処理としての全体的な事務処理のお話ということで、おつなぎをさせていただきますが、各課から指示が出た内容につきましては、その後、各課と申請者との間での調整という形で細かいすり合わせをさせていただきます。

その中で指示事項について、指示のとおり実施しますという回答をいただく場合と、指示事項については、こういう形で対応しますという内容の回答があったりして、すり合わせをした上での開発実施となるかと思われれます。

このため、農業委員会のほうから、出た意見につきましても、例えば、北側の道路の雨水排水、大雨が降ったときに、道路に流れないようにといった内容であるとか、隣接の農地への雨水等の影響が出ないようにという意見は開発委員会の中に意見として盛り込ませていただいて、指示事項の中に反映させていきたいと考えております。

以上です。

柳岡委員 よろしくお願ひします。

議 長 それでは、5の案件について、地元の委員さんから言われたんですけども、農業委員会として、決断を下す機関でございます。この案件については、今回、保留にしたいと思いますが、保留に賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議 長 全員賛成でありますので、この5番の案件については、保留といたします。

◎議案第5号

議長 続きまして、議案第5号 非農地証明交付承認について、事務局、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案書24ページをご覧ください。

議案第5号、非農地証明交付申請の承認について、説明申し上げます。

議案第5号、番号1、図面番号1、現地確認調書は23ページとなります。

農地の所在は大字広馬場字下の前32の1番地です。地目は登記簿は畑、現況は宅地となっております。面積は206平米、権利種別は非農地証明、所有者は広馬場の方です。

非農地の理由につきましては、昭和45年頃から宅地として使用しているため、証明願いますというものでございます。

備考ですが、農振除外済みとなっております。

以上で番号1の説明を終わります。

議長 番号1について、事務局長から説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

推進委員7番、小川君。

小川委員 推進、7番の小川です。先ほど事務局長の話があったとおり、登記簿が畑、現況が宅地ということでございまして、現地確認調書の22、23、24が一応、地図となっております。

23ページ目がこの土地の置かれている地図でございます。広馬場の信号をフランシスコ方面に下っていくというんですかね、前橋方面に下って、300メートルぐらい下った右側に入ったところでございます。

24ページ目がその詳しい地図でございます。

32の1が申請地でございます。22の1が、母屋、21の1に蔵等があったわけでございます。

非農地証明の承認についてということで、所在資料の24ページに書いてございますけれども、何らかの理由で農地として利用されていなかったことが、長きにわたってあるということでございまして、今後も、この土地は農地として復元して、利用されることはないと思われまますので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

以上です。

議長 ただいま、地元の委員さんから承認相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議 長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

番号1番について原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 全員賛成。よって、番号5は原案のとおり承認いたします。

ここで暫時休憩いたします。

◎報告事項

◎その他

◎閉会